

## 週休2日制工事の試行に関する特記仕様書（発注者指定型）

### （土木工事）

- 1 本工事は、発注者指定型の週休2日制工事の対象とする。  
令和4年12月8日から施行の『名古屋市上下水道局「週休2日制工事」試行要綱（土木工事）』と名古屋市上下水道局「週休2日制工事」の試行に関するQ&A（R4.12.8版）を適用する。
- 2 本工事の受注者は、対象期間の土曜日、日曜日及び祝日（以下「休日」という。）を現場閉所し、就業者の休業が図れるよう配慮するものとする。
- 3 現場条件などに伴いやむを得ず休日に作業を行う必要が生じた場合には、監督員と事前協議の上、前後10日間の期間において振替休日を認める。
- 4 受注者は、下請負業者に対し週休2日制工事の取り組みの趣旨を伝え、協力を依頼すること。
- 5 週休2日の実施に伴う工程の遅延などが生じないよう工程管理を適切に行うこと。受注者の責による、週休2日の実施のみを理由とする工期延期は変更協議の対象としない。
- 6 受注者は、毎月の休日取得計画を『名古屋市上下水道局「週休2日制工事」試行要綱（土木工事）』に定める休日取得計画・実績書（様式第1号）にて前月末日までに、毎月の休日取得実績を休日取得計画・実績書（様式第1号）にて翌月7日までに監督員に提出すること。ただし、施工にあたり提出される書類の中で、休日取得計画の分かる書類が提出されている場合は、当該書類によって休日取得計画書（様式第1号）にかえることができる。
- 7 最初の休日取得計画については休日取得計画・実績書（様式第1号）にて実施期間前に、監督員に提出するものとする。
- 8 受注者は、対象期間終了後7日以内に、『名古屋市上下水道局「週休2日制工事」試行要綱（土木工事）』に定める休日取得実績確認表（様式第2号）を監督員に提出するものとする。
- 9 工事成績評定において、週休2日制工事の取組状況に応じて、考査項目5. 創意工夫と2. 施工状況で評価する。詳細は考査項目別運用表を確認すること。
- 10 対象期間終了時に休日の現場閉所状況を確認し、休日の現場閉所100%に満たないものは、その状況に応じて補正分を減額し、変更契約するものとする。
- 11 この特記仕様書に定めのない事項については、監督員と協議のうえ、決定するものとする。